

項目	障害者就労支援事業					健康福祉部	
						障害保健福祉課	
25 事業費 (千円)	内容 (千円)	委託料	その他				
4,200		3,800	400				

目的	授産製品等の魅力向上及び、障害者雇用の促進
背景	<ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年 4 月から法定雇用率が改定 (1.8%→2.0%) (障害者雇用促進法) 障害者優先調達推進法 (平成 25 年 4 月施行) による国等からの受注増が見込まれる 障害者の雇用経験がない企業は、障害者特有の雇用手順や公的支援制度の理解が薄い
内容	<p>1 【新規】 授産製品等アドバイス事業 600 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間企業から派遣された職員が既存の授産製品等をモニタリングし、商品企画や技術向上に関してスキルの伝授 (アドバイス支援) を行い、就労事業所が行う魅力ある商品開発を支援する。 (例) 洋菓子製品のアドバイス委託 : 仕入素材の選択、市場ニーズの把握、技術指導、包装デザイン等の相談支援 <p>2 【新規】 企業伴走型障害者雇用サポート事業 2,200 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> 無理解で拙速な雇用は、今後ミスマッチによる離職を招く恐れがあることから、障害者雇用を希望する企業に対し、<u>プランニングから定着支援まで継続的なアドバイス</u>を行い、長期の安定雇用を実現する受入環境の構築を丁寧に支援。 企業訪問を交えた定期的な支援、研修会の開催 <p>3 企業向けの就労セミナー開催事業 1,000 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者雇用の検討を開始する企業担当者に対し、障害特性や障害者雇用の先進事例を紹介するとともに、就労支援制度や各種税優遇などを<u>ワンストップ</u>で情報収集できる機会を提供するセミナーの開催。

項目	障害者(児)施設整備費助成事業 (補助金)					健康福祉部	
						障害保健福祉課	
25 事業費 (千円)	内容 (千円)	補助金					
318,093		318,093					

目的	障がいのある人の地域生活を支えるためのサービス提供基盤を充実するため。						
背景	平成 18 年 4 月障害者自立支援法施行						
内容	障害者(児)支援施設の整備を行う社会福祉法人等に対し、施設の整備に要する経費を助成する ◎25 年度 整備施設 (単位：千円)						
	区分	施設区分・名称	場所	定員 (人)	法人名	補助額	
	新設・創設	ケアホーム・グループホーム					
			(仮称)あかね	北区三方原町	7	(福)遠江学園	27,580
			(仮称)うらら	北区三ヶ日町	6	NPOすだち	19,000
			(仮称)きじの里	浜北区染地台	10	(福)峰栄会	19,000
		生活介護					
			(仮称)工房ゆう	西区大人見町	20	(福)ひかりの園	39,600
		就労移行支援、就労継続支援B型					
			(仮称)さんさん	東区中郡町	31	(医社)至空会	69,495
		(仮称)浜北愛光園就労支援施設	浜北区高菌	30	(福)聖隷福祉事業団	98,583	
児童発達支援、放課後等デイサービス							
	(仮称)さんさん	東区中郡町	20	(医社)至空会	44,835		
合計					318,093		

項目	地域高齢者見守り・支援事業					健康福祉部	
						高齢者福祉課	
25 事業費 (千円)	内容 (千円)	需用費	役務費	委託料	その他		
11,231		1,621	1,091	7,650	869		

目的	ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯など、社会的孤立により日常生活に不安を抱える高齢者が増加していることから、市民の支えあいの心で見守る仕組み「はままつあんしんネットワーク」づくりを推進する。
背景	平成 23 年度から「はままつあんしんネットワーク」づくりに向けた取り組みを開始し、これまで実態調査のほか、関係機関・団体への参加誘導を進めてきた。
内容	<p>◎事業概要</p> <p>1 ひとり暮らし高齢者等の実態把握及びあんしん情報キットの配布</p> <p>住民基本台帳より抽出した 65 歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯の情報（新規対象者のみ）を民生委員に提供し、実態把握を行い、見守り・支援の必要性を判断するとともに、緊急連絡先や持病等の必要情報を記入し、冷蔵庫に保管・収納しておくキットを配布する。</p> <p>2 緊急宿泊事業</p> <p>高齢者の異変を把握した場合、緊急一時的に高齢者を保護する場所を確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホームと契約し、緊急対応が必要な場合 365 日 24 時間受入可能な体制を構築 <p>3 (新規) 見守り支援ボランティアの養成</p> <p>地域での見守り活動の担い手として、見守り活動をする上での必要な基礎知識を身につけた見守り支援ボランティアを養成する。</p> <p>4 (新規) 通報受け皿機能の構築</p> <p>24 時間対応による異常発見時の通報の受け皿を確保し、ネットワークを早期に立ち上げる。</p>

項目	敬老支援事業					健康福祉部	
						高齢者福祉課	
25 事業費 (千円)	内容 (千円)	報償費	補助金	その他			
356,626		143,099	209,800	3,727			

目的	長寿を祝い、敬老思想の高揚を図る。
内容	<p>◎事業概要</p> <p>敬老祝品及び敬老祝金の贈呈並びに敬老会等開催費補助金の交付を行う。</p> <p>1 敬老祝品</p> <p>年度内に 88 歳、100 歳に到達する高齢者及び 101 歳以上の高齢者に祝品を贈呈する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 88 歳 菓子器、寿詞 ・ 100 歳 煎茶、額入寿詞 ・ 101 歳以上 煎茶、寿詞 <p>2 敬老祝金</p> <p>年度内に 88 歳、99 歳に到達する高齢者に祝金を贈呈する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 88 歳 30,000 円×3,790 人 =113,700 千円 ・ 99 歳 50,000 円× 390 人 = 19,500 千円 <p>3 敬老会等開催費補助金</p> <p>敬老の日を中心に敬老会等を開催する自治会等に対し、経費の一部を助成する。</p> <p>対象者 75 歳以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2,000 円×104,900 人=209,800 千円

項目	高齢者社会参加促進事業					健康福祉部	
						高齢者福祉課	
25 事業費 (千円)	内容 (千円)	扶助費	その他				
539,629		529,180	10,449				

目的	高齢者の積極的な社会参加の促進を図る。																								
内容	<p>◎事業概要</p> <p>バス・タクシー券、鍼灸マッサージ券などのうち、いずれかひとつを交付する。</p> <p>1 交付対象者</p> <p>次の要件を全て満たす人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度内 70 歳以上 ・当該年度の 4 月 1 日から交付申請時まで継続して市内に住所を有する ・交付年度の前々年分の所得金額が 200 万円未満 <p>2 交付内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>種 類</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>遠鉄バス・電車共通カード</td> <td>市専用ナイスパスに 6,000 円分を入金して交付</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>タクシー利用券</td> <td>6,000 円分の利用券を交付</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>天竜浜名湖鉄道乗車券</td> <td>6,000 円分の回数券を交付</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>鍼灸マッサージ券</td> <td>6,000 円分の利用券を交付</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>秋葉バスカード</td> <td>5,500 円分のプリペイドカードを交付</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>ガソリン券(地域限定)</td> <td>6,000 円分の利用券を交付</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>地域バス乗車券</td> <td>6,000 円分の回数券を交付</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成 25 年度から浜松バス乗車券を地域バス乗車券と統合</p>		種 類	概 要	1	遠鉄バス・電車共通カード	市専用ナイスパスに 6,000 円分を入金して交付	2	タクシー利用券	6,000 円分の利用券を交付	3	天竜浜名湖鉄道乗車券	6,000 円分の回数券を交付	4	鍼灸マッサージ券	6,000 円分の利用券を交付	5	秋葉バスカード	5,500 円分のプリペイドカードを交付	6	ガソリン券(地域限定)	6,000 円分の利用券を交付	7	地域バス乗車券	6,000 円分の回数券を交付
		種 類	概 要																						
1	遠鉄バス・電車共通カード	市専用ナイスパスに 6,000 円分を入金して交付																							
2	タクシー利用券	6,000 円分の利用券を交付																							
3	天竜浜名湖鉄道乗車券	6,000 円分の回数券を交付																							
4	鍼灸マッサージ券	6,000 円分の利用券を交付																							
5	秋葉バスカード	5,500 円分のプリペイドカードを交付																							
6	ガソリン券(地域限定)	6,000 円分の利用券を交付																							
7	地域バス乗車券	6,000 円分の回数券を交付																							

項目	認知症疾患医療センター運営助成事業 (認知症対策総合支援事業)					健康福祉部	
						高齢者福祉課	
25 事業費 (千円)	内容 (千円)	補助金					
8,470		8,470					

目的	今後急増が見込まれる認知症高齢者の早期発見・早期治療、また地域での生活を支える仕組みづくりを図る。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立度Ⅱ以上の認知症高齢者数 25,172人 (H24.3.31現在) ・ 認知症医療に求められる課題には、早期診断、認知症に伴う精神症状や行動障害の治療、身体合併症がある場合のマネジメント、標準的な認知症医療のかかりつけ医への普及・啓発がある。
内容	<p>1 (新規) 認知症疾患医療センターの指定</p> <p>(1) 指定先 総合病院 聖隷三方原病院 (社会福祉法人聖隷福祉事業団)</p> <p>(2) 指定類型 基幹型</p> <p>(3) 指定年月日 平成25年4月1日予定</p> <p>2 事業内容 (認知症高齢者の保健医療水準の向上)</p> <p>認知症高齢者とその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるため支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人とその家族等からの相談窓口 ・ 医療機関等の紹介 ・ 鑑別診断とそれに基づく初期対応 ・ 身体合併症・周辺症状の急性期対応 ・ 入院治療のための空床の確保 ・ かかりつけ医等への研修の実施 ・ 地域包括支援センターなど介護サービス提供者との連携 ・ 認知症医療に関する情報発信

項目	老人福祉施設整備費助成事業						健康福祉部	
							高齢者福祉課	
25 事業費 (千円)	内容 (千円)	補助金						
675,000		675,000						

目的	はままつ友愛の高齢者プランに基づき、在宅での生活が困難な高齢者の生活場所を確保するため、老人福祉施設を整備する社会福祉法人に対し助成する。			
背景	<ul style="list-style-type: none"> 特別養護老人ホームの入所者待機者数 3,291 人 (H24. 8. 1 現在) うち、在宅で要介護 4~5 の者の数 483 人 			
内容	特別養護老人ホームを整備する社会福祉法人に対し、施設の整備に要する経費を助成する。			
	25 年度 整備施設			
	事業内容		合計	
	事業者	(福) 庄栄会	(福) 七恵会	2 法人
	施設名称	(仮) 富塚の里	(仮) 浜松中央長上苑	2 施設
	整備内容	創 設 特養 90 床 短期 10 床 合計 100 床	創 設 特養 90 床 短期 10 床 合計 100 床	創 設 特養 180 床 短期 20 床 合計 200 床
	建設予定地	中区富塚町	中区中島二丁目	—
	補助予定額	337,500 千円	337,500 千円	675,000 千円

項目	保育所等巡回支援事業					健康福祉部	
						障害保健福祉課	
25 事業費 (千円)	内容 (千円)	委託料	その他				
26,643		26,238	405				

目的	<p>発達に課題のある児童やその家族が地域で安心して暮らすことができるよう、地域における支援機能の充実を図る。</p>
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者基本法の改正 (H23) …「療育」の条項の新設 (身近な場所において療育が受けられるよう施策を講じなければならない) ・ 児童福祉法の改正 (H24) …児童発達支援センターの創設 (地域支援の役割を担う) →H24. 4.1 ひまわり (発達医療総合福祉センター)、根洗学園を指定
内容	<p>◎事業内容</p> <p>臨床心理士等の<u>専門員 4 人</u>を新たに児童発達支援センター (ひまわり、根洗学園) に配置し、保育園、幼稚園や障害児通所支援 (児童デイ) 事業所を支援する。</p> <p>1 園訪問支援事業</p> <p>児童発達支援センターに配置した臨床心理士等の専門員が、<u>保育園、幼稚園等を巡回し、園職員や発達の課題のある児童の保護者に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言、技術支援等を行う。</u>また、状況に応じ関係機関との連携を図り、地域の障害児の支援体制を整備する。</p> <p>(保育園、幼稚園等 202 園を対象)</p> <p>2 事業所支援事業</p> <p>児童発達支援センターに配置した臨床心理士等の専門員が、<u>他の障害児通所支援事業所へ支援方法の技術的指導を行う</u>ほか、地域の障害児やその家族、一般園の職員等からの療育相談に対応する。</p>

項目	生活保護扶助事業					健康福祉部
						福祉総務課
25 事業費 (千円)	内容 (千円)	扶助費				
12,010,299		12,010,299				

目的	生活保護法に基づき、生活に困窮する者に対し最低生活を保障するため、その困窮の程度に応じた扶助を実施する。					
背景	生活保護世帯の伸びは緩やかになっているものの、依然として増加傾向は続いており、今後も生活保護世帯の増加を見込む。					
内容	1 保護世帯の動向					
	区分		H22.4.1 実績	H23.4.1 実績	H24.4.1 実績	H25.4.1 見込
	生活保護世帯数 (世帯)		4,504	5,170	5,374	5,552
	保護率 (%)		0.77	0.89	0.92	0.94
	※H24.4.1の保護率全国平均は1.65%、政令指定都市平均は2.32%					
	2 事業費 (国庫負担金 3/4)					
	(単位:千円)					
	区分		H24年度		H25年度	
			当初	決算見込	当初	
	1	生活扶助	4,179,144	3,958,447	4,121,791	
2	住宅扶助	1,886,672	1,843,413	1,894,142		
3	教育扶助	87,996	76,970	79,391		
4	医療扶助	5,115,176	4,507,899	4,880,302		
5	介護扶助	344,340	348,344	380,009		
6	その他の扶助	645,080	653,335	654,664		
合計		12,258,408	11,388,408	12,010,299		

項目	引佐鎮玉診療所移転事業について						健康福祉部	
							健康医療課	
25 事業費 (千円)	内容 (千円)	需用費	委託料	工事請負費	備品購入費			
82,774		279	3,184	55,311	24,000			

目的	昭和 52 年 2 月に建設 (平成 25 年 2 月で築 36 年) した現鎮玉診療所の建物は、耐震性が劣るとともに、老朽化が進んでいるため更新を図るもの。
背景	北区北部地域は、高齢化、過疎化が進んでいる状況にある。当該地域を維持する上で、鎮玉診療所による医療サービスの提供は欠くことのできないものとなっている。
内容	<p>1 事業予定</p> <p>休診することなく、現状の課題を解決するために、近隣の引佐鎮玉生活改善センターの敷地に移転する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年度 設計、地質調査 ・平成 25 年度 移転新築工事 (木造 1 階建 延床面積 170 m²程度) ・平成 26 年度 4 月移転 (予定) <p>2 診療所の概要</p> <p>医療体制：常勤医師 1 名、看護師 2 名、事務員 2 名</p> <p>診療科目：内科</p> <p>診療日等：月・水・金曜日 13:00～17:00 火・木曜日 9:00～17:00</p> <p>3 事業費 82,774 千円 (工事請負費、備品購入費など)</p>

項目	特定不妊治療支援事業について					健康福祉部	
						健康増進課	
25 事業費（千円）	内容 （千円）	旅費	需用費	役務費	負担金補助 及び交付金		
265,303		7	102	214	264,980		

目的	不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減及び少子化対策のため、保険が適用されず、医療費も高額な特定不妊治療に対して助成するもの。
背景	特定不妊治療に対する助成対象者は年々増加しており、少子化対策の面からも公費での助成が必要となっている。
内容	<p>1 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定不妊治療を受けた夫婦に対して1・2回目は20万円（市単独分5万円含）、3回目以降は15万円を上限に、1年目は年3回まで（2年目以降は2回まで）、通算5年間（通算10回を超えない）補助金を交付。交付に対する所得制限なし。 ・ 平成25年度当初予算では、平成24年度当初予算時1,055組から815組増の1,870組を見込む。 <p>○国の制度改正に伴い、費用の安価な凍結胚移植等の治療法に対する助成額の見直し（一般的な治療と同様に、実際にかかる費用の平均の概ね半額程度に見直し）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>現行</p> <p>（助成上限額）</p> <div style="border: 2px solid orange; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> <p>1,2回目 20万円 （3回目以降 15万円）</p> </div> <p>※1、2回目のみ15万円を上回る場合、市単独5万円の上乗せ助成</p> </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 20px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>改正後</p> <p>（助成上限額）</p> <div style="border: 2px solid orange; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 60%;"> <p>7.5万円</p> </div> <p>※市単独の上乗せ助成の廃止</p> </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">見直し</p> <p>2 事業費 265,303 千円（補助金、事務費等）</p> <p>～不妊症って？～</p> <p>結婚後、避妊をしない夫婦生活を持って、2年以上妊娠しない場合を不妊症と定義しています。日本においては、妊娠を望んでいるカップルの約10%が不妊症であるとされています。</p>

項目	子宮頸がん予防・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチン接種事業について						健康福祉部
							健康増進課
25 事業費 (千円)	内容 (千円)	需用費	役務費	委託料	使用料	扶助費	
805,331		2,245	393	800,440	120	2,133	

目的	<p>予防接種を実施することにより、感染症の発生及びまん延を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与する。</p>
背景	<p>平成 25 年度より、国際動向、疾病の重篤性を鑑み、予防接種法の定期予防接種として位置付けられる見込み。</p>
内容	<p>1 子宮頸がん予防ワクチン接種事業 192,282 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> 接種対象者：小学 6 年生～高校 1 年生の女子 接種回数：3 回 <p>【拡充】国の制度設計に伴い、平成 25 年度より小学 6 年生を接種対象者に加える。</p> <p>2 ヒブワクチン接種事業 270,298 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> 接種対象者：2 ヶ月～4 歳 接種回数：2 ヶ月～6 ヶ月開始の場合 3 回、追加 1 回の計 4 回 7 ヶ月～11 ヶ月開始の場合 2 回、追加 1 回の計 3 回 1 歳以上で開始の場合 1 回 <p>3 小児用肺炎球菌ワクチン接種事業 342,751 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> 接種対象者：2 ヶ月～4 歳 接種回数：2 ヶ月～6 ヶ月開始の場合 3 回、追加 1 回の計 4 回 7 ヶ月～11 ヶ月開始の場合 2 回、追加 1 回の計 3 回 1 歳で開始の場合 2 回、2 歳以上で開始の場合 1 回 <p>接種効果</p> <ul style="list-style-type: none"> 子宮頸がんの原因となるウイルスは約 100 種類の型があり、子宮頸がんから多く見つかる (約 50～70%) 2 種類の型を防ぐことができる。 ヒブ、肺炎球菌は髄膜炎、肺炎などをひきおこす他、中耳炎や気管支炎などを発症させる。予防接種により当該ウイルスを起因とする病状が抑制される。

項目	動物愛護教育センター整備事業						健康福祉部
							生活衛生課
25 事業費 (千円)	内容 (千円)	需用費	役務費	委託料	工事請負費	備品購入費	
389,000		1,726	74	5,769	353,000	28,431	

目的	<p>「動物を愛するまち浜松」を将来像とし、次の理念のもと活動する施設を動物園内に整備する。</p> <p>○ 動物たちとの「ふれあい」を通して、動物愛護事業と教育事業を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 動物愛護事業：動物たちを良く知って、暮らしやすい街づくりを進める。 教育事業：動物たちの姿を通して、「いのち」を大切に作る心を育てる。
背景	<ul style="list-style-type: none"> 動物を通じて生命の大切さ尊さを伝える教育活動を実施する。 センターでの動物愛護啓発活動を通じ、犬ねこの処分数を減少させる。
内容	<p>1 施設概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の機能等：多目的ホール（主に愛護教育用）、犬ねこふれあいコーナー 入院室、検査室、犬保護室等 建設予定地：動物園敷地内 延床面積：1,000 m²程度 <p>2 事業予定</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度：整備内容の調査、研究 平成 24 年度：基本設計、実施設計、地質調査 平成 25 年度：整備工事、26 年 3 月開所予定 <p>3 25 年度事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備工事 353,000 千円 備品購入費 28,431 千円 監理委託料等 7,569 千円

国民健康保険料の見直しについて

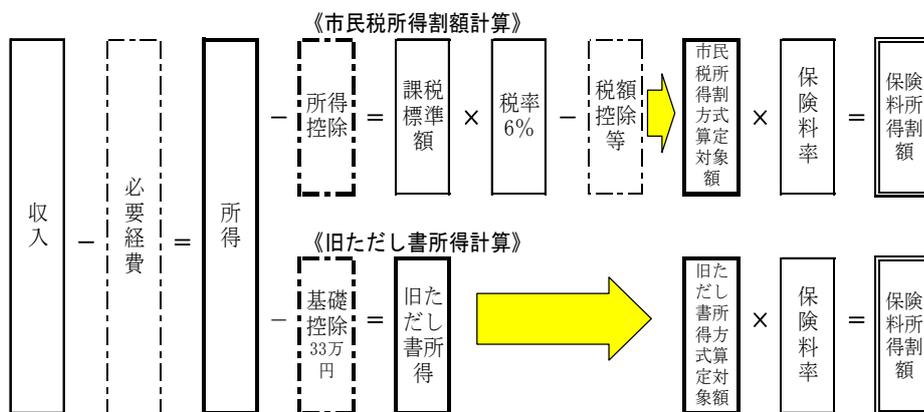
健康福祉部国保年金課

1 平成 25 年度から保険料算定方式等の変更

- (1) 算定方式 平成 23 年度の地方税法及び国民健康保険法施行令の改正によるもの
- (2) 賦課方式 被保険者の構成の変化など
 - ・ 自営業者や農林水産業者が半数以上⇒被用者や無職者が半数以上
 - ・ (資産割の対象) 事業用固定資産⇒収益性のない居住用資産

2 変更内容

- (1) 算定方式 所得割方式 ⇒ 旧ただし書所得方式



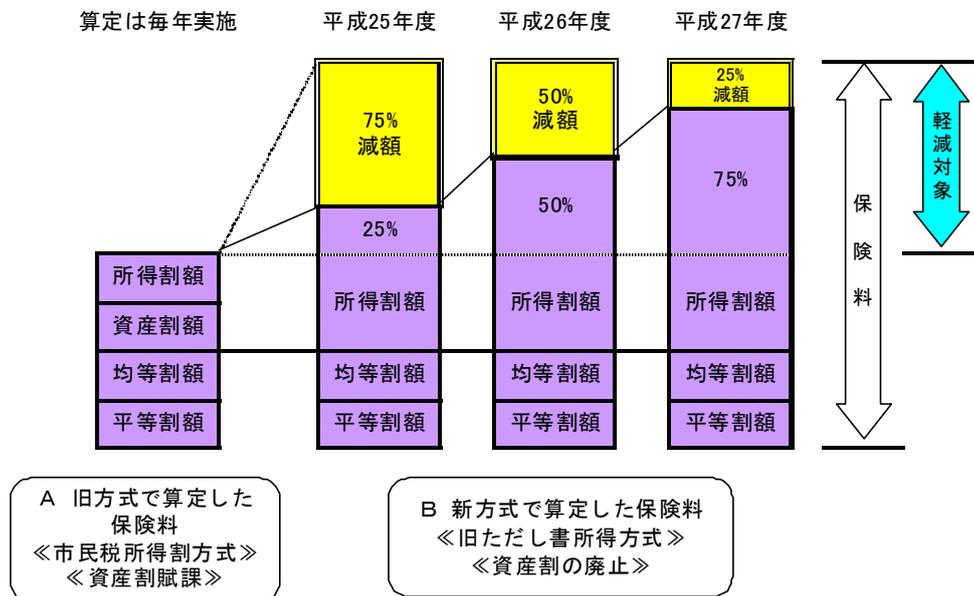
- (2) 賦課方式 資産割の廃止

3 激変緩和措置の実施

算定方式等の変更に伴い、1 世帯あたりの保険料は約 41,000 世帯 (34%) において増加する見込み (平均増加額 50,000 円)。

⇒変更前と比較し保険料が増加した世帯に対して、基金繰入金を財源とした激変緩和措置を講じる。

- ・ H25～H27 緩和総額 約 30 億円 (財源 国保基金繰入金)



項目	浜松市リハビリテーション病院整備事業について				健康福祉部	
					病院管理課	
25 事業費 (千円)	内容 (千円)	工事請負費	備品購入費	賃借料	委託料	その他
3,799,711		2,936,588	700,000	36,571	43,856	82,696

目的	<p>築後 40 年以上を経過した浜松市リハビリテーション病院の耐震性を確保し、医療機能を充実させるとともに、地域におけるリハビリテーション医療の中核としての役割の一層の充実を図るため。</p>																	
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院施設老朽化への対応と耐震性の確保 ・ 高齢化の進行、生活習慣病の増加などにより、リハビリ医療の需要が増加 ・ 医療圏における回復期リハビリテーション医療の不足 																	
内容	<p>1 新施設概要</p> <p>(1) 施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中央診療棟 2階 延床面積 5,194 m² 1階：外来・医事・検査・内視鏡・薬局・救急・厨房・職員食堂 2階：手術室・事務室・更衣室・医局・機械室 ・ 病棟 4階 延床面積 10,383 m² 1階：病床 2階：病床 3階：病床、会議室・通所リハスペース等 4階：機械室 <p>※機能訓練棟は、既存のものを継続して使用。</p> <p>(2) 診療科 内科、整形外科、リハビリテーション科</p> <p>(3) 病床数 今回の整備事業により、225 床での稼動が可能な病院施設とする。 (現在は、180 床で運用)</p> <p>2 スケジュール</p> <p>H26.3 竣工 H26.4～ 供用開始 H26.4～ 解体工事・外構工事・造成工事</p> <p>3 事業費 3,799,711 千円</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>第2期整備工事</td> <td>2,936,588 千円</td> <td>委託料</td> <td>43,856 千円</td> </tr> <tr> <td>医療機器 (MR I 装置等)</td> <td>700,000 千円</td> <td>消耗備品等</td> <td>82,696 千円</td> </tr> <tr> <td>賃借料 (仮設調理棟等)</td> <td>36,571 千円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>						第2期整備工事	2,936,588 千円	委託料	43,856 千円	医療機器 (MR I 装置等)	700,000 千円	消耗備品等	82,696 千円	賃借料 (仮設調理棟等)	36,571 千円		
第2期整備工事	2,936,588 千円	委託料	43,856 千円															
医療機器 (MR I 装置等)	700,000 千円	消耗備品等	82,696 千円															
賃借料 (仮設調理棟等)	36,571 千円																	

項目	佐久間病院医師・看護師確保対策事業 について					健康福祉部	
						佐久間病院	
25 事業費 (千円)	内容 (千円)	貸付金	旅費	需用費			
7,215		5,540	535	1,140			

目的	佐久間病院の医療水準の向上と医師・看護師の確保を図るために、新たに整形外科医海外留学資金貸与事業と看護師確保対策事業を創設する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ここ数年、整形外科医と看護師が欠員の状態が続いており、現状のままでは新規確保は困難 ・整形外科医と看護師確保は、今後の病院運営において極めて重要な課題。
内容	<p>1 【新規】 整形外科医確保対策・海外留学資金貸与事業 4, 100千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容 佐久間病院の整形外科医として業務に従事する意思を有する者に対し、海外留学資金を貸与 ・返還免除 資金貸与終了後3ヶ月以内に佐久間病院に勤務し、かつ、貸与期間の2倍相当期間を佐久間病院医師として従事した場合 <p>2 【新規】 看護師確保対策事業 3, 115千円</p> <p>ア 佐久間病院赴任費用補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容 佐久間病院に看護師として赴任する者に対し、赴任費用を補助 <p>イ 看護師修学資金返還補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容 他市町村等の看護師修学資金の借入れがある者で、佐久間病院に看護師として転職の意思がある者に対し、修学資金返還金を補助 <p>ウ 看護師用住宅修繕費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容 看護師の受け入れ態勢を整えるため、借りることが可能な教職員住宅を修繕

項目	放課後児童会施設整備事業					こども家庭部	
						次世代育成課	
25 事業費（千円）	内容 （千円）	役務費	委託料	工事 請負費	負担金		
176,353		231	17,744	157,927	451		

目的	待機児童の解消と老朽化施設の改修により、放課後児童会を充実させるため、計画的に施設整備を実施する。																											
背景	核家族化や女性の社会進出、子どもをとりまく環境の変化などにより、放課後児童会への入会を希望する児童は全市的に増加傾向にある。（H24.5.1 現在待機児童数 36 名）																											
内容	<p>1 事業内容 平成 26 年 4 月 定員 90 人増（H25:4,585 人 ⇒ H26:4,675 人）</p> <p>(1) 河輪小放課後児童会施設建設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現状</th> <th>整備後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>場所</td> <td>小学校敷地内専用施設</td> <td>小学校敷地内専用施設（新築）</td> </tr> <tr> <td>定員</td> <td>40 人</td> <td>80 人（40 人×2 室）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 北浜北小放課後児童会施設建設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現状</th> <th>整備後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>場所</td> <td>北浜遺族会館（民有施設）</td> <td>小学校敷地内専用施設（新築）</td> </tr> <tr> <td>定員</td> <td>40 人</td> <td>80 人（40 人×2 室）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 庄内小放課後児童会及びなかよし館建設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現状</th> <th>整備後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>場所</td> <td>北庄内小学校教室</td> <td>小学校敷地内専用施設（新築） （1 階：なかよし館 2 階：児童会）</td> </tr> <tr> <td>定員</td> <td>40 人</td> <td>50 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>（参考）平成 25 年 4 月 定員 100 人増（H24:4,485 人 ⇒ H25:4,585 人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芳川北小放課後児童会 60 人増（40 人 ⇒ 100 人） ・舞阪小放課後児童会 30 人増（70 人 ⇒ 100 人） ・伎倍小放課後児童会 10 人増（40 人 ⇒ 50 人） 	区分	現状	整備後	場所	小学校敷地内専用施設	小学校敷地内専用施設（新築）	定員	40 人	80 人（40 人×2 室）	区分	現状	整備後	場所	北浜遺族会館（民有施設）	小学校敷地内専用施設（新築）	定員	40 人	80 人（40 人×2 室）	区分	現状	整備後	場所	北庄内小学校教室	小学校敷地内専用施設（新築） （1 階：なかよし館 2 階：児童会）	定員	40 人	50 人
区分	現状	整備後																										
場所	小学校敷地内専用施設	小学校敷地内専用施設（新築）																										
定員	40 人	80 人（40 人×2 室）																										
区分	現状	整備後																										
場所	北浜遺族会館（民有施設）	小学校敷地内専用施設（新築）																										
定員	40 人	80 人（40 人×2 室）																										
区分	現状	整備後																										
場所	北庄内小学校教室	小学校敷地内専用施設（新築） （1 階：なかよし館 2 階：児童会）																										
定員	40 人	50 人																										

項目	私立幼稚園就園奨励助成事業						こども家庭部	
							次世代育成課	
25 事業費 (千円)	内容 (千円)	賃金	旅費	需用費	役務費	委託料	負担金	
1,002,516		496	55	13	16	55	1,001,881	

目的	幼稚園児を持つ保護者の所得状況に応じて経済的負担を軽減するとともに、市内の公立・私立幼稚園間の保護者負担の格差是正を図る。																										
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園就園奨励費補助金交付要綱 (平成 10 年 6 月 17 日 文部大臣 裁定) ・景気低迷による所得状況の悪化により補助対象者が増加傾向にある。 																										
内容	<p>1 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立幼稚園に在園する園児の保護者に対し、その所得状況に応じて当該幼稚園の設置者が入園料及び保育料を減免した場合、その相当額を補助する。 ・原則として、国の補助単価に基づいて補助金を交付しているが、水窪地域は地域内に私立幼稚園 1 園のみであるため、別途補助単価を定めている。 <p>2 補助単価について (平成 25 年度文部科学省予算単価)</p> <p>保護者負担の軽減等を図るため、国の補助単価 (年額) が引き上げられる予定。 (年額)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>24 年度 A</th> <th>25 年度 B</th> <th>増減 B-A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護世帯</td> <td>226,200 円</td> <td>229,200 円</td> <td>3,000 円</td> </tr> <tr> <td>市町村民税所得割非課税世帯</td> <td>196,200 円</td> <td>199,200 円</td> <td>3,000 円</td> </tr> <tr> <td>市町村民税所得割課税世帯 (所得割額 77,100 円以下)</td> <td>112,200 円</td> <td>115,200 円</td> <td>3,000 円</td> </tr> <tr> <td>市町村民税所得割課税世帯 (所得割額 211,200 円以下)</td> <td>49,800 円</td> <td>62,200 円</td> <td>12,400 円</td> </tr> <tr> <td>上記区分以外の世帯 (第 3 子以降)</td> <td></td> <td>308,000 円</td> <td>新設</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 補助単価は第 1 子の場合の額。 ※ 平成 25 年度補助単価については、国基準に伴い変動する場合がある。</p>			区 分	24 年度 A	25 年度 B	増減 B-A	生活保護世帯	226,200 円	229,200 円	3,000 円	市町村民税所得割非課税世帯	196,200 円	199,200 円	3,000 円	市町村民税所得割課税世帯 (所得割額 77,100 円以下)	112,200 円	115,200 円	3,000 円	市町村民税所得割課税世帯 (所得割額 211,200 円以下)	49,800 円	62,200 円	12,400 円	上記区分以外の世帯 (第 3 子以降)		308,000 円	新設
	区 分	24 年度 A	25 年度 B	増減 B-A																							
生活保護世帯	226,200 円	229,200 円	3,000 円																								
市町村民税所得割非課税世帯	196,200 円	199,200 円	3,000 円																								
市町村民税所得割課税世帯 (所得割額 77,100 円以下)	112,200 円	115,200 円	3,000 円																								
市町村民税所得割課税世帯 (所得割額 211,200 円以下)	49,800 円	62,200 円	12,400 円																								
上記区分以外の世帯 (第 3 子以降)		308,000 円	新設																								
	<p>3 事業費 1,002,516 千円 (国庫 233,605 千円)</p>																										

項目	児童家庭支援センター設置運営事業					こども家庭部	
						子育て支援課	
25 事業費 (千円)	内容 (千円)	委託料	備品 購入費				
12,670		12,270	400				

目的	児童家庭相談支援体制を強化し、子ども・子育て家庭へ専門的でよりきめ細やかな支援を行うため、児童家庭支援センターを設置するもの。															
背景	児童相談所では、虐待通告や複雑困難な問題を抱える子育て家庭が増える中で、緊急対応等に時間を要しており、個々の子育て家庭へのきめ細やかな支援が行えない状況が生じている。															
内容	<p>1 事業内容</p> <p>(1) 運営方法 NPO 法人への委託</p> <p>(2) 開設場所 市内1か所</p> <p>(3) 開設日 月曜日～日曜日 (年末年始及び国民の祝日除く)</p> <p>(4) 職員数 3名 (相談員2名、臨床心理士1名)</p> <p>(5) 委託内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域、家庭からの相談業務 ・市からの依頼業務 ・児童相談所からの受託による指導 ・里親、里親会等への支援 ・関係機関等との連携・連絡調整 <p>2 事業費 12,670 千円 (国庫 6,335 千円)</p> <p><児童相談所虐待対応件数></p> <table border="1"> <caption><児童相談所虐待対応件数></caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>虐待対応件数</th> <th>一時保護件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21年度</td> <td>228</td> <td>95</td> </tr> <tr> <td>22年度</td> <td>303</td> <td>87</td> </tr> <tr> <td>23年度</td> <td>255</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td>24年度(見込み)</td> <td>462</td> <td>198</td> </tr> </tbody> </table>	年度	虐待対応件数	一時保護件数	21年度	228	95	22年度	303	87	23年度	255	83	24年度(見込み)	462	198
年度	虐待対応件数	一時保護件数														
21年度	228	95														
22年度	303	87														
23年度	255	83														
24年度(見込み)	462	198														

項目	子育て支援ひろば事業						こども家庭部	
							子育て支援課	
25 事業費 (千円)	内容 (千円)	報償費	需用費	役務費	委託料	使用料及び賃借料		
99,733		70	165	15	99,460	23		

目的	子どもや子育て家庭が気軽に集う場を身近な地域に設置し、子育てに悩む家庭の支援及び地域における子育て支援の充実を図る。																						
背景	核家族化や都市化の進行に伴い、地域コミュニティが希薄になり、子育てに必要な知識が受け継がれにくくなっていることから、子育て家庭の孤立化の予防と子育て力の向上が求められている。																						
内容	<p>1 事業内容</p> <p>(1) 実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ・子育て等に関する相談、援助の実施の促進 ・地域の子育て関連情報の提供 ・子育て及び子育て支援に関する講習等の実施 <p>(2) 開催日数 週3日～6日</p> <p>(3) 対象 子育て家庭の親とその子ども (概ね3歳未満の児童及び保護者)</p> <p>(4) 会場 市内18か所 (H24:17か所) ※中区に1か所増設予定</p> <table border="1"> <tr> <td>区名</td> <td>中区</td> <td>東区</td> <td>西区</td> <td>南区</td> <td>北区</td> <td>浜北区</td> <td>天竜区</td> </tr> <tr> <td>か所数</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> </table> <p>2 事業費 99,733千円 (国庫44,270千円)</p>							区名	中区	東区	西区	南区	北区	浜北区	天竜区	か所数	4	4	2	2	3	2	1
区名	中区	東区	西区	南区	北区	浜北区	天竜区																
か所数	4	4	2	2	3	2	1																

項目	発達支援広場事業						こども家庭部
							子育て支援課
25 事業費 (千円)	内容 (千円)	需用費	役務費	委託料	使用料	備品購入費	
44,151		20	303	42,799	900	129	

目的	対人関係の障害など、発達障がいの疑いがある幼児とその保護者が、早期療育的アプローチを経験しながら、幼児に対して適切な働きかけができるよう支援するため。
背景	<ul style="list-style-type: none"> 平成 20 年度 センター型を開設 平成 23 年度 施設型を開設
内容	<p>1 事業内容</p> <p>(1) センター型 必要な支援の方向性を見立てる役割として、親子遊びや自由遊びのほか、医師や心理相談員による相談、親同士の話し合い等を実施</p> <p>(2) 施設型 就園までの発達課題についての親子支援事業を実施</p> <p>(3) 対象 1.6 健診等にて、言葉の遅れや対人関係の障害など発達障がいの疑われる子どもとその保護者</p> <p>(4) 開設日数 概ね週 1 回</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> </div>
	<p>2 会場</p> <p>(1) センター型 7 会場 (H24 : 7 会場)</p> <ul style="list-style-type: none"> 母子保健センター 中央保健福祉センター 東部保健福祉センター 雄踏保健センター 南部保健福祉センター 細江健康センター 浜北保健センター <p>(2) 施設型 3 会場 (H24 : 2 会場)</p> <ul style="list-style-type: none"> 根洗学園 友愛のさと (浜松市発達医療総合福祉センター) 新規開設箇所 (調整中)

項目	母子家庭等医療費助成事業						こども家庭部
							子育て支援課
25 事業費 (千円)	内容 (千円)	旅費	需用費	役務費	委託料	扶助費	
194,727		1	171	500	16,584	177,471	

目的	母子家庭等に対し、医療費の一部を助成することにより経済的負担を軽減し、母子家庭等の福祉の増進に寄与するため。		
背景	受給対象世帯、受診件数の増加。		
内容	1 事業内容 母子・父子家庭等の入院、通院における保険診療にかかる自己負担分の一部を助成		
	2 制度改正 受益者による公平な負担に視点をおいた見直しを図るため、平成 25 年度から入院・通院 1 か月 1 医療機関 500 円の自己負担を求める。		
	区 分	改正前 (24 年度まで)	改正後 (25 年度から)
	対 象	所得税非課税世帯の母子・父子・両親がいない子等	所得税非課税世帯の母子・父子・両親がいない子等
	自 己 負 担	なし	<u>1 か月 1 医療機関</u> <u>入院・通院 500 円</u>
	時間外対応	助成あり	助成あり
	給 付 方 式	*自動償還払	*自動償還払
	所 得 制 限	あり (所得税非課税世帯)	あり (所得税非課税世帯)
*医療機関で医療費を支払った後、医療機関からの報告により、受給者へ自動的に払戻す方法 (受給者は、市窓口での手続き不要)			
3 事業費 194,727 千円 (県 32,175 千円)			

項目	乳幼児医療費助成事業						こども家庭部	
							子育て支援課	
25 事業費 (千円)	内容 (千円)	旅費	需用費	役務費	委託料	扶助費		
1,208,616		8	1,645	1,763	145,889	1,059,311		

目的	乳幼児の疾病を早期に発見し適切な治療を受けさせることにより、疾病の慢性化の予防と保護者の経済的な負担の軽減を図る。		
背景	・浜松市乳幼児医療費助成規則		
内容	1 事業内容 入院及び通院における保険診療に係る自己負担分の一部を助成		
	2 制度改正 受益者による公平な負担に視点をおいた見直しを図るため、平成25年度から通院月5回目以降の自己負担免除規定を廃止し、毎回500円の自己負担を求める。		
	区分	改正前 (24年度まで)	改正後 (25年度から)
	対象	0歳～就学前児童	0歳～就学前児童
	自己負担	入院 1日 500円 通院 1回 500円 <u>通院月5回目以降自己負担なし</u>	入院 1日 500円 通院 1回 500円
	時間外対応	助成あり	助成あり
	給付方式	*現物給付	*現物給付
	所得制限	なし	なし
*窓口で自己負担金 (通院1回500円・入院1日500円) のみ支払い、助成分医療費は、市が医療機関等へ支払いをする方法。			
3 事業費 1,208,616千円 (県 150,194千円)			

民間保育所施設整備助成事業（補助金）

こども家庭部保育課

1 目的

- ・高まる保育需要に対応するため、平成 25、26 年度にかけて民間保育所の創設・増改築により定員を 750 人拡大し、待機児童ゼロを目指す。
- ・耐震性能が低く、築年数の経過に伴い老朽化した既存保育所の改築を行う。

2 背景

近年の保育需要の高まりにより、本市の保育所待機児童は、平成 24 年 4 月時点で 166 人、10 月時点では 413 人に増加しており、今後も保育所利用者の増加が見込まれる。

（参考資料①のとおり）

3 事業内容

（1）平成 26 年 4 月 定員増 270 人（創設 2 園、増改築 1 園、改築 1 園）

（単位：千円）

施設	整備区分	定員	25 年度
(仮称)まるづか保育園（東区丸塚町）	創設	0 人⇒120 人	165,399
(仮称)どんぐり第二保育園（浜北区高畑）	創設	0 人⇒120 人	165,399
桜ヶ丘保育園（北区都田町）	増改築	100 人⇒130 人	141,670
エオスプレスクール（南区遠州浜四丁目）	改築	90 人⇒ 90 人	70,728
計		270 人増	543,196

（2）平成 27 年 4 月 定員増 480 人（創設 4 園）

（単位：千円）

施設	整備区分	定員	25 年度	26 年度
創設 4 園	創設	480 人増 (120 人×4 園)	6,528	655,068

※平成 25～26 年度の 2 ヶ年事業（債務負担行為設定）

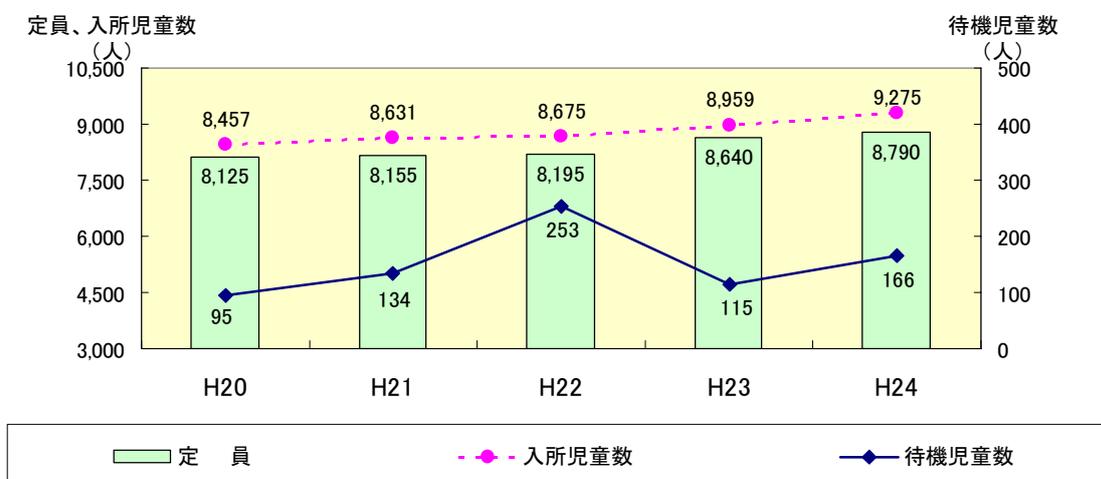
4 事業費（補助金） 549,724 千円（県 397,965 千円）

債務負担行為限度額 655,068 千円（県 436,712 千円）※期間：平成 25～26 年度

<参考資料①> 待機児童の現状

(1) 定員・入所児童数・待機児童数の推移

各年4月1日現在



(2) 地域別待機児童数内訳

	中区	東区	西区	南区	北区	浜北区	天竜区	計
H23. 4.1	20人	41人	7人	12人	8人	25人	2人	115人
H23.10.1	67人	66人	13人	53人	22人	48人	4人	273人
H24. 4.1	30人	43人	14人	23人	17人	35人	4人	166人
H24.10.1	142人	79人	31人	57人	36人	65人	3人	413人

<参考資料②>平成25年4月 定員増140人

- ・初生保育園（北区東三方町） 10人増（150人⇒160人）
- ・住吉保育園（中区小豆餅四丁目） 40人増（60人⇒100人）
- ・葵ヶ丘保育園（中区高丘東三丁目） 30人増（90人⇒120人）
- ・ながかみ保育園（東区中田町） 30人増（90人⇒120人）
- ・市野与進保育園（東区市野町） 30人増（90人⇒120人）

項目	第4 清掃工場整備事業					環境部	
						廃棄物処理施設管理課	
25 事業費 (千円)	内容 (千円)	旅費	需用費	委託料	使用料及び 賃借料	備品購入費	
135,804		283	280	135,000	20	221	

目的	<p>合併によるごみ処理施設の増加、施設の老朽化への対応</p> <p>ごみ処理施設を統廃合することによるごみ処理コスト削減の推進</p>
内容	<p>1 事業内容</p> <p>(1) 各種調査の実施 (環境影響評価、地質調査、PFI導入可能性調査など)</p> <p>(2) 施設基本計画の作成</p> <p>(3) 都市計画決定資料作成</p> <p>(4) 周辺道路整備 (測量設計)</p> <p>2 今後のスケジュール (予定)</p> <p>平成 25 年度～ 各種調査・施設基本計画・周辺道路整備等</p> <p>平成 28 年度～31 年度 建設工事</p> <p>平成 32 年度 稼動</p> <p>※施設概要 (予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設 (可燃ごみ) 399 t / 日 ・破碎処理施設 (不燃ごみ、粗大ごみ、プラスチック製容器包装) 81 t / 日

項目	ごみ減量・リサイクル推進事業						環境部		
							資源廃棄物政策課		
25 事業費 (千円)	内容 (千円)	報償費	需用費	役務費	委託料	使用料及び賃借料	備品購入費	負担金補助及び交付金	
188,487		138,965	13,200	911	18,840	300	13,271	3,000	

目的	市民協働によるごみ減量とリサイクルの推進及びごみ処理経費の削減
内容	<p>1 主要事業</p> <p>(1) 生ごみ減量対策：コンポスト等の配布、家庭用生ごみ処理機購入費補助金</p> <p>(2) 資源物集団回収の促進：集団回収活動に対する協力金、自治会保管庫貸与</p> <p>(3) 草木類、廃食用油などのリサイクル推進：回収拠点の運営</p> <p>(4) ごみ減量教育推進事業：ごみ減量啓発絵本、小中学校等での雑がみ回収</p> <p>2 【新規】自治会古紙回収保管庫貸与事業 12,200 千円</p> <p>市民の身近な場所に古紙（新聞、雑誌、段ボール等）を排出する場所として保管庫を貸与 ・100 件程度</p> <p>3 【新規】学校雑がみ回収事業 2,058 千円</p> <p>市内小学校等において雑がみ回収を実施するため、布製フレコンバッグを配布 ・配布数 700 枚</p> <p>4 【新規】小型家電回収ボックス設置事業 1,763 千円</p> <p>レアメタルの回収及び再資源化業務の確立化を目的とした使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の施行に伴い、市施設に小型家電回収ボックスを設置</p> <p>(1) 回収場所</p> <p>市施設 30 箇所程度に回収ボックスを設置 (H25.3 月 国実証実験において 32 箇所設置) ・各清掃事業所、区役所、地域協働センターなど</p> <p>(2) 回収物品</p> <p>携帯電話、パソコンなど 65 品目 (国が指定する特定対象品目 (予定) と同じ)</p>

項目	可燃・不燃ごみ、資源物等収集業務について					環境部
						資源廃棄物政策課
25 事業費（千円）	内容 （千円）	委託料				
1,755,248		1,755,248				

目的	市民生活から排出される一般廃棄物（可燃ごみ、不燃ごみ、資源物、連絡ごみ）の適正かつ効率的な収集																		
	内容	<p>○平成 25 年度からごみ収集制度が全市統一されることに伴う収集体制の変更</p> <p>1 直営収集から委託収集への転換</p> <ul style="list-style-type: none"> 可燃・不燃ごみ、資源物について直営収集から委託収集への転換 <table border="1"> <thead> <tr> <th>地 区</th> <th>H25</th> <th>H24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浜松・舞阪・雄踏</td> <td>委託</td> <td>直営・委託</td> </tr> <tr> <td>細江・引佐・三ヶ日</td> <td>委託</td> <td>委託</td> </tr> <tr> <td>浜北</td> <td>委託</td> <td>直営・委託</td> </tr> <tr> <td>天竜・春野・龍山</td> <td>委託</td> <td>直営・委託</td> </tr> <tr> <td>佐久間・水窪</td> <td>直営</td> <td>直営</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 収集回数の一斉化</p> <p>全市統一の結果、浜北・天竜区の収集回数が増加</p> <ul style="list-style-type: none"> 容プラ （浜北）月 2 回→週 1 回、（天竜）月 2 回→週 1 回 不燃、資源 （浜北・天竜）月 1 回→隔週 1 回 <p>※一部地域で収集回数が異なる場合がある。</p> <p>3 直営収集</p> <p>H25 より連絡ごみ等の収集に特化</p> <ul style="list-style-type: none"> 連絡ごみ収集開始地区（舞阪・雄踏、天竜）へ対応 連絡ごみの軒先回収の実施（H24 まで指定場所回収） 小型家電の運搬（各回収ボックス→平和清掃事業所） 	地 区	H25	H24	浜松・舞阪・雄踏	委託	直営・委託	細江・引佐・三ヶ日	委託	委託	浜北	委託	直営・委託	天竜・春野・龍山	委託	直営・委託	佐久間・水窪	直営
地 区		H25	H24																
浜松・舞阪・雄踏	委託	直営・委託																	
細江・引佐・三ヶ日	委託	委託																	
浜北	委託	直営・委託																	
天竜・春野・龍山	委託	直営・委託																	
佐久間・水窪	直営	直営																	

項目	省エネルギー改修推進事業				環境部	
					環境政策課	
25 事業費 (千円)	内容 (千円)	工事請負費	委託料			
129,160		122,960	6,200			

目的	市有施設の省エネルギー化
背景	夏の電力需要抑制
内容	<p>1 ビルエネルギーマネジメントシステム (BEMS) 整備事業 96,160 千円</p> <p>※平成 24 年度 11 月補正にて債務負担行為設定</p> <p>計測装置の設置により、施設の電力使用状況を把握するとともに、電力ピーク時には自動制御を行い、電気使用量の削減及び電気料金の削減を実現するもの。</p> <p>(1) 設置施設数 20 施設程度</p> <p>(2) 電気料金削減見込額 15,000 千円/年程度</p> <p>(3) 投資回収年 7 年程度</p> <p>(4) その他 H25.6～ 稼動予定</p> <p>2 省エネルギー改修 33,000 千円</p> <p>電気またはガスなどの使用量の削減が大きく見込まれ、5 年程度で投資回収が可能な市有施設における空調・電気設備等の改修。</p> <p>・整備件数 10 件程度</p>